平成28年6月28日日本司法支援センター

# 平成28年7月1日(金)~ 熊本地震で被災された方々への無料法律相談開始

改正総合法律支援法(5月27日成立)のうち、「大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談制度」に関する部分を今週7月1日から施行し、併せてこの制度を平成28年(2016年) 熊本地震による災害に適用する旨が、本日閣議決定されました。法テラスでは、熊本地震に遭われた方を対象に、下欄のとおり無料法律相談サービスを始めます。

#### 無料法律相談の概要

実 施 期 間:平成28年7月1日(金)~平成29年4月13日(木)

内 容:弁護士・司法書士による無料法律相談

※刑事事件は対象外です。※同一の相談内容は3回までです。

対 象 者: 平成28年4月14日に熊本県内に自宅や営業所等があった方

※法人は対象外です。

相談場所:法テラス熊本を含む全国の法テラス地方事務所、法テラスと契約

した弁護士・司法書士の事務所、法テラスが指定する避難所等(移

動相談車両=下欄参照=も使います)

問 合 せ 先:下記の「震災 法テラスダイヤル」又は法テラス熊本

予約受付時間:平日9~17時

被災者支援の各種制度や相談窓口の情報は、

「震災 法テラスダイヤル」 0120-078309 (受付時間:平日9~21時、土曜9~17時)

### サービスのポイント

#### ■ 資力にかかわらず、利用可能

法テラスが行っている無料法律相談や弁護士・司法書士の費用等を立て替える事業(民事法律扶助)では、収入や資産が一定額以下であること等が利用の条件となります。新しい制度では、平成28年4月14日に熊本県内にご自宅や営業所等があった方であれば、収入や資産の状況にかかわらず、無料法律相談を受けていただくことができます。

#### ■ 移動相談車両「法テラス号」を活用した相談

法テラスの事務所や契約弁護士・司法書士の事務所などの相談場所にお越しになれない方のために、<u>移動相談車両「法テラス号」</u>を活用した無料法律相談を行います。

【相談会の予定】 ※今後も順次開催予定です。 7月2日(土) 9:00~ 御船町スポーツセンター



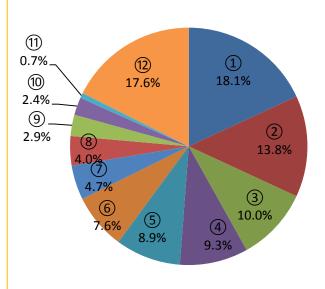
本件に関する問い合わせ先 日本司法支援センター本部総務部広報・調査室 電話:050-3383-5348

## 法テラスに寄せられた 熊本地震被害に関するお問合せについて

法テラスでは、熊本地震の発災後から法テラス・サポートダイヤルや全国の地方事務所にて被災された皆様が抱える問題について解決に役立つ情報提供を行ってまいりました。平成28年5月14日 (土) からはフリーダイヤルである「**震災 法テラスダイヤル**」での対応を開始しています。

#### 熊本地震被害のお問合せ件数・内容内訳について

平成28年4月14日(木)から6月21日(火)の間に551件のお問い合わせがあり、その内容は以下のようになっています。



番号	相談内容
1	借家の被害(破損、水漏れ等)に伴う家賃等の相談
2	持家の被害に伴う修繕等に関する相談
3	瓦等が落ちて自分に損害等が発生したことへの相談
4	瓦等が落ちて隣家・隣人等に損害等が発生したことへの相談
5	持家、貸家、借家が全壊したことに関する相談(退去、家賃、住 宅支援等)
6	住宅ローンの支払に関する相談
7	貸家の被害に伴う家賃等の相談
8	持家、借家の立入り制限に関する相談
9	金銭トラブルに関する相談
10	労働トラブル(解雇、退職等)に関する相談
11)	会社や自営業等に対する支援に関する相談
12	その他

### お問合せ例

#### 住まい・不動産に関する相談

賃貸住宅に住んでいるのですが、震災で、住宅の壁に ヒビが入り、一部が使用できなくなりました。 賃料の減 額を請求することはできないでしょうか。

#### 住宅ローンに関する相談

震災の影響で住宅ローンの支払が苦しくなりました。どうしたらよいでしょうか。

#### 事故・損害賠償に関する相談

分譲マンションに住んでいますが、地震で私の部屋のパイプが折れて水があふれ出して下の階の家財道具が水浸しになってしまいました。賠償責任があるのでしょうか。

損傷の程度によっては、減額の請求をすることができます。賃貸人と減額について合意することができなかった場合、裁判所への民事調停の申立てや弁護士会の仲裁手続等の利用が考えられます。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、生活再建の資金を残した上での住宅ローンなどの債務の減免を受けられる可能性があります。まずは最寄りの弁護士会等の相談窓口に相談されたほうがよいでしょう。また、破産や個人再生といった法的手続により債務の整理をすることができます。

今回の熊本地震のように、大きな地震が頻発した場合には、「不可抗力」として、賠償責任を免れる場合も多いと考えられます。その地域での揺れの大きさや頻度により結論が異なりますので、弁護士会等の相談窓口に相談されたほうがよいでしょう。